

募集

名勝水郷柳河保存活用計画策定事業

「新・水の構圖」をつくろう

北原白秋の遺作となった写真集「水の構圖」を知っていますか。当時の柳川の風景が、詩歌と田中善徳の写真により生き生きと表現され「水郷柳河」として評価される素地をつくった作品と言われています。

市は、平成27年に国の名勝に指定された「水郷柳河」を後世に残していくための事業として「未来に残したい風景」について市民の皆さんと考えるワークショップを行います。掘割さんぽやマップづくりを通して、新しい「水の構圖」について考えてみませんか。

※歩きやすい服装で参加してください。また雨天の場合は、室内でのプログラムに変更します。
※ボラロイドカメラは貸し出しします。
●申込方法 6月20日(水)までに、名前、年齢、住所、電話番号を市生涯学習課文化財保護係まで、電話かファクス、電子メール (shogai@city.yanagawa.lg.jp) で連絡
問い合わせも、同係(☎77・8832)まで。

- 日時 6月24日(日)、午前9時30分～正午
- 会場 市民会館第1会議室
- 対象 市民、30～50人程度
- 内容 ▼掘割さんぽ 現代版の「水の構圖」を作る際にオススメしたい場所をボラロイドカメラで撮影しながらまち歩き
- ▼「新・水の構圖」巨大マップづくり 撮影した写真をもとに、大きなマ



歴史文化

郷土の歴史や文化についての講座を開催

「やながわ歴史文化講座」受講生募集中

やながわ歴史文化講座では、郷土の歴史と市とゆかりの深い偉人の足跡、地域の伝統文化などを分かりやすく紹介します。興味がある人なら、どなたでも参加できます。奮って参加ください。
●受講料 第1～4回講座は1講座200円。第5回講座は500円
●開講時間 ▷第1～3回講座＝午後2時～4時▷第4回講座＝午後2時～4時30分▷第5回講座＝午前

9時30分～正午
●受講申込 ▷第1～4回講座＝不要▷第5回講座＝事前申込が必要、来年1月7日(月)から受け付け開始、先着50人
※集合場所は、受け付け時にお知らせします
問い合わせは、市生涯学習課文化財保護係(☎77・8832)まで。

やながわ歴史文化講座の日程と内容		
開講日	演題・講師	会場
第1回 7月7日(土)	立花宗茂夫人、閻千代姫～大河ドラマ招致活動の中の戦国の姫～植野かおり(公益財団法人立花財団立花家史料館館長)	水の郷 ホール
第2回 9月8日(土)	九州の大名庭園 正田実知彦(福岡県人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室)	水の郷 視聴覚室
第3回 11月17日(土)	柳川の平地城館を巡る～三橋編～ 岡寺良(九州歴史資料館)	三橋生涯学習センター集合(約8kmのウォーキングあり)
第4回 来年1月12日(土)	～「赤い鳥」創刊100年記念～小田原時代の白秋 横尾文子(佐賀女子短期大学名誉教授)	水の郷 視聴覚室
第5回 来年3月2日(土)	街道をゆく～小保道を歩く～ 半田隆夫(福岡女学院大学講師)	集合場所は調整中(約10kmのウォーキングあり)

柳川の古代から中世までを学びませんか

柳川の歴史1「やながわの成り立ち」を刊行

市史

市は、市史編さん事業を平成5年から開始し、これまでに35冊(歴史資料集成8冊、文化資料集成14冊、史料編7冊、通史編(柳川の歴史シリーズ)3冊、別編3冊)を刊行しました。今回は36冊目として、柳川の歴史1『やながわの成り立ち』を刊行。柳川以前の「やながわ」を知ることができる歴史本になっています。
●内容 柳川の古代から中世を、太宰府・筑後国・山門郡・三瀧郡・三瀧荘・瀬高荘(上荘・下荘)をキーワードにし、時代の流れに沿いながら記述



- 料金 1500円(税込み)
- 購入方法 柳川古文書館または市内外の書店で直接購入するか郵送
※書店および郵送方法については、同館に問い合わせください。
詳細は、同館内市史編さん係(☎72・1275)まで。

ボランティア活動はやすらぎ保険で安心

もしものときは責任者を通じて市担当窓口へ連絡を

安心

- 保険の対象となる活動
 - 市内に活動拠点を置く、市民5人以上の団体が行う、公益性のある活動(政治、宗教、営利目的、市などの行政機関が委託する事業は除く)
 - 【地域社会活動】行政区や自治会、町内会の活動、防火・防犯活動、清掃活動、交通安全運動など
 - 【青少年育成活動】子ども会などの指導育成活動、非行防止パトロールなど
 - 【社会福祉奉仕活動】社会福祉施設援護活動、高齢者や心身障害者へのホームヘルプなど
 - 【社会教育文化活動】婦人会や老人会、PTAの活動、公民館のスポーツ・文化活動など
 - 【その他】市主催の市民活動など

■事故が起きたら14日以内に届け出を
ボランティア活動者などを被保険者とし、市が保険会社と契約。保険料は市が負担します。申し込みや登録など手続きは不要です。事故があった場合は、すぐに団体の責任者を通じて市の担当課へ連絡し、窓口にある所定の報告用紙を事故日から14日以内に提出してください。

区分	保険金額(限度額)
対人賠償	最高1人6000万円、1事故3億円
対物賠償	最高1事故300万円
※1回の事故につき、5000円は自己負担(免責)です。	
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	9万円～300万円
入院保険金	日額3000円(180日限度)
通院保険金	日額2000円(90日限度)

- 保険の対象となる事故
 - ①指導者などが、活動中に参加者や第三者にけがをさせたり、建物などに損害を与えた場合の損害賠償責任事故
 - ②指導者や活動に参加した人などが、活動中に死亡またはけがをした場合の傷害事故

- 保険の対象とならない事故
 - 故意による事故や自然災害による事故は対象外です。
 - ▷損害賠償責任事故の場合
(例)自動車事故による賠償事故。建築、改装、修理などの工事による事故など
 - ▷傷害事故の場合
(例)脳疾患、疾病、心身喪失による事故。けんかや自殺、犯罪による傷害。他覚症状のない、むちうち症や腰痛。飲酒や無免許運転による事故など

団体・グループ	担当窓口
行政区、自治会、町内会 防犯、交通安全	総務課
子ども会、スポーツ団体、少年非行防止、公民館、婦人会、PTA、文化団体	生涯学習課
心身障害者団体、ボランティア団体、老人会	福祉課
環境美化	生活環境課
掘割清掃	水路課
その他	各担当課

問い合わせは、市総務課市民協働推進係(☎77・8419)まで。